

重要事項説明書

お申し込みの際、ご注意くださいこと

- 1.申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」なされる前に申込書に記載されていることに間違いがないかご確認ください。他の旅行特別補償保険契約等がある場合など記入内容によっては、お引受けのできない場合があります。
- 2.旅行先で旅行者が以下に掲げる行為を行う場合、あらかじめ割増保険料をお支払いいただかなければ保険金はお支払いいたしません。

・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動
・自動車、オートバイまたはモーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます。)または試運転

- 3.包括契約方式でご契約いただく場合のご注意
 - (1)ご契約時に取り交わす証券添付明細書(覚書)に従い、毎月通知日までに通知書に定める事項を遅滞なく通知いただく必要があります(通知義務)。通知がない場合および事実と異なる記載をした場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - (2)毎月精算方式にてご契約いただく場合、ご契約時に取り交わす証券添付明細書(覚書)に従い、毎月精算日までに前月分の確定保険料をお支払いいただく必要があります。払込期日後1か月を経過した後も確定保険料をお支払いいただけない場合、その確定保険料にかかる旅行に対しては保険金をお支払いしません。
 - (3)一括精算方式にてご契約いただく場合、保険期間の途中で毎月の通知に基づいて計算した確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、弊社の請求に従い追加暫定保険料をお支払いいただきます。お支払いいただけない場合、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでに発生した旅行に対しては保険金をお支払いしません。
 - (4)ご契約時にお支払いいただいた暫定保険料は、保険期間終了時に確定保険料との間で、その差額を精算いたします。この場合、ご契約時に見込旅行者数に基づき算出した多数割引率と1年間の確定旅行者数に基づき算出した多数割引率が異なる場合、差額の割引率に対応する保険料を追徴・返還させていただきます。
- 4.告知事項・通知事項一覧
表面で説明している告知事項・通知事項は、契約方式により異なります。下表を参照の上ご記入ください。
(☆:告知事項、★:告知事項かつ通知事項)

項目名	告知・通知事項分類
他保険	☆
旅行者数	★(包括契約の場合のみ)

ご契約後にご注意いただくこと

- 1.包括契約方式でご契約いただいた場合、前記「包括契約方式でご契約いただく場合のご注意」に記載の通知・精算等を遅滞なく行ってください。
- 2.ご契約を解約される場合、ご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。
 - ・包括契約の場合:解約に際しては前記「包括契約方式でご契約いただく場合のご注意(4)」に基づき確定精算を行います。
 - ・包括契約以外の場合:ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。
- 3.その他契約者住所に変更が生じる場合等ご契約内容に変更が生じる場合は、遅滞なくご契約の弊社代理店または弊社へご通知願います。

保険金をお支払いしない場合など

保険金を受け取られる方の故意など、保険金をお支払いできない場合(免責事由)がございます。詳細は「旅行特別補償保険 普通保険約款・特約」等をご覧ください。

重大事由による解除について

次の事実があるとき等は、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

- 1.保険契約者、被保険者が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合

- 2.被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 3.保険契約者、被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合

事故が起きた場合

- 1.この保険の対象となる事故が発生したときは弊社代理店または弊社までケガの状況その他損害の程度を事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 2.保険金の支払請求を行うときには、普通保険約款・特約に定める書類のうち弊社が提出をお願いするものをご提出いただく必要があります。
- 3.弊社は、保険金の支払請求時に必要となる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 4.保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

共同保険契約について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理、事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

上記記載事項の詳細およびそれ以外の事項につきましては、「旅行特別補償保険 普通保険約款・特約」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合には、ご契約者より被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

ご契約内容確認事項<意向確認事項>

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

- 1.この保険は、お客様のご希望に沿って、保険期間中のケガなどによる備えとして提案させていただくものです。お客様のご希望にお応えできない部分がありましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。
- 2.次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - (1)補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など)、特約の内容
 - (2)被保険者の範囲
 - (3)保険金額(ご契約金額)
 - (4)保険期間(保険のご契約期間)
 - (5)保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと
- 3.申込書に記載された告知事項の記載内容等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 4.重要事項説明書の内容をご確認ください。
- 5.包括契約でご契約いただく場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関しまして、ご理解の上ご契約いただいていることをご確認ください。
ご不明な点等ございましたら、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。